

令和5年度第6回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和5年9月22日(金) 9時55分開会 10時40分閉会

2 場 所 湯梨浜町「水明荘」

3 出席者

(1) 常設審議委員 22名／23名

- (1号会員) 濱田 香(監事・鳥取市) 角 力(米子市) 山脇 優(会長・倉吉市)
足立晋哉(境港市) 山本 淳(岩美町) 山本義紀(若桜町) 前川義憲(副会長・
智頭町) 山本雅之(三朝町) 長谷川誠一(監事・湯梨浜町) 福田昌治(琴浦町)
齋下博三(副会長・日吉津村) 加川賢明(伯耆町) 長住武美(日野町)
加藤直行(江府町)
- (2号会員) 松村一善(鳥取大学)
- (3号会員) 吉田英人(理事・八頭町)
- (4号会員) 西尾博之(鳥取県農業農村担い手育成機構) 石 操(鳥取県農業共組合)
中村 均(理事・鳥取県土地改良事業団体連合会)
- (5号会員) 入江勲顕(県信連) 尾崎博章(全農鳥取県本部) 山西裕祐(全国共済農協連鳥
取県本部)

(2) 鳥取県経営支援課 ○○

(3) 事務局(農業会議) 倉益、熊谷、井上、岡田

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	<p>定刻前ではありますが、ただ今より令和5年度第6回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をさせていただきます。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり、23名中、22名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に示す定足数の過半数に達することから、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>さて、ここで、既にご案内をさせていただいているとおりでありますが、去る8月22日に開催された当会議臨時総会後の第4回理事会による互選で、山脇会長が就任されましたので、改めて御紹介させていただきます。</p> <p>今回が、新会長に就任後初めての常設審議委員会でございます。それでは、山脇会長に挨拶を頂戴いたします。</p>
2 開会挨拶 山脇会長	<p>皆さんおはようございます。ただ今説明がありましたとおり、先月の臨時総会後の理事会におきまして会長に推薦を受けまして、何ら断る理由もなく、ありがたくお引き受けをさせていただきました。</p>

<p>事務局</p>	<p>本当にありがとうございました。 今日は、常設審議委員会のデビューになりますので、今後ともよろしくお願ひします。 各農業委員会はもとより、各種団体の皆様とともに、今後とも連携を保ちながら、鳥取県の農業振興に一生懸命頑張ったいと思いますので、皆様のより一層の御協力をお願いいたしまして、就任の御挨拶とさせていただきます。</p> <p>残暑厳しい折で稲刈りをはじめてまいりましたが、ここ2～3日前から天候不順となり、雨がよく降り、稲刈りを中断しなければならない状況となっております。また、今日来る時に外気温を見たら22℃で、日中には24℃くらいまで上がる天気予報のようですが、一度に暑い夏から秋になったなという感じです。私も、今月14日頃から稲刈りを始めておりますが、なかなか、この天候不順により前に進まない現状です。何とか、11月10日くらいまでには終わりたいと思っているところ です。</p> <p>今日は、たくさんの議題はございませんが、慎重審議をお願い申し上げて開会のあいさつとさせていただきます。</p> <p>山協会長、ありがとうございました。 なお、ここからは、以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、山協会長に議長として進行いただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>3 議事録署名人の選任 議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは、早速議事に入らせていただきます。 まずはじめに、議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことですので、それでは、山本委員(若桜町農業委員会会長)、加藤委員(江府町農業委員会会長)の両名を指名いたします。</p>
<p>4 報告事項 議長</p> <p>県経営支援課 〇〇</p> <p>議長</p>	<p>続きまして、日程に基づき、報告事項に入らせていただきます。 (1) 先月の農地転用許可状況について、県から報告願ひます。</p> <p>(資料1により説明)</p> <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。ご質問、意見がございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

5 議 事
議 長

議事に入ります。

まず、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表を説明してください。

事務局

それでは、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。(一覧表を説明)

以上のおり、今月は、4条、5条ともに新規の意見聴取案件はございません。

今月は、農地法第39条の所有者不明農地の県知事の裁定についての案件が1件ございます。

詳細は、県経営支援課から説明いただきます。よろしく申し上げます。

県経営支援課
〇〇

それでは、両面刷りの参考資料をご覧ください。

先月も説明させていただきましたが、制度概要を説明させていただきます。

農地法に基づく裁定制度ですが、所有者が誰もわからない場合や、農地所有者の中で反対者がいる場合であっても、農地の利用が出来るように手続きを簡素化している制度です。今回の場合は、所有者の相続人が誰もいない場合に該当するものであります。

手続きとしては、①として、農業委員会が所有者を探索する手続きとなります。次に②として農業委員会が所有者不明農地に係る公示を行うものです。公示期間は2か月間となっています。③として、農地中間管理機構が知事に裁定申請を行います。今回の案件は、この機構からの申請を受けて、法律に基づいて意見聴取をさせていただいています。意見照会する前に、④のおり2週間公告を行い、意見書の提出期間を設けましたが、意見はありませんでした。

それでは、資料2-2に移らせていただきます。

農地法第39条第4項の規定に基づく農地中間管理機構への利用権設定の裁定に関する意見聴取事案についてです。

1 農地所有者は、〇〇となっています。死亡年月日については、住民票の記載事項となっていますので、それを添付させてもらっています。この方は、推測となりますが、一人暮らしの方で、発見された日と、亡くなられた日が公的な書類で確認できないので、市役所の住民課の判断により「頃」となっています。その点、御留意いただきたいと思います。

2 裁定を受けようとする農地の所在については、農地が2つあって、〇〇、〇〇、いずれも地目は田で、農地区分は農振農用地内にある農地です。登記面積は、〇〇となっています。

3 相続人の探索状況です。農地法上の探索範囲には、子どもなしで、元配偶者1名の存在を確認しています。

また、民法上の相続人については、両親及び姉1人の死亡を確認しています。

相続人については、両親死亡、姉死亡、子どもなしで、探索の結果については、元配偶者については相続権はなく、その他の方は全員死亡を確認しているので、いわゆる所有者不明農地となります。

4 農地の状況ですが、基盤整備済みで、現在の耕作状況は水稻耕

作中です。

5 利用計画の内容、希望する権利の始期等ですが、貸付先は、〇〇です。

貸借期間は、知事裁定日となっていて、令和5年11月1日～3年間としています。

賃借料は1,000円/10a・年となっています。なお、地図の3頁の詳細図のとおり、〇〇は小さいので、〇〇の土地と一体化している状況となっています。

6 裁定しようとする理由ですが、当該農地は、所有者不明により、今回の農業委員会の探索により、相続人が確知できない農地であることが判明しました。基盤整備済みである上、農振農用地区域内にあり、現況は水田として作付けされているが、相続人が不明のため、耕作権が担保されなければ継続できないため、遊休化が懸念され、地域で守るべき農地として、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が利用権を取得したうえで、借入、耕作を希望する担い手農家に対して貸し付けることは妥当であると判断しています。

7 裁定の内容については、別添のとおり案を付けていますが、
◇利用権の設定者：公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

◇利用権の内容：田の利用権

◇利用権の始期・存続期間：令和5年11月1日から3年間

◇補償金の額及び支払方法：3,801円を利用権の始期までに鳥取地方法務局に供託する予定しています。

裏面が裁定通知案となっています。

議長

説明が終わりました。
委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。はい、どうぞ。

石委員
(農業共済)

〇〇の水田の今の耕作者はこの資料には出ているのか。

県経営支援課
〇〇

資料2-2には出てきていません。

石委員
(農業共済)

現実的には、今はだれが耕作しているのか。

県経営支援課
〇〇

今耕作している方は、今回で利用を止めたいということで、次の耕作者の方を予定している。資料2-2には現在の耕作者は記載していません。

石委員
(農業共済)

現在の方は収穫したら、もう耕作されないという事か。

県経営支援課
〇〇

〇〇が、今後耕作をする予定となっています。

石委員
(農業共済)

現在の耕作者は？

県経営支援課 〇〇	現在の耕作者は耕作を希望してなくて、〇〇さんという方が耕作することとなっています。
議 長	今、石委員が言っておられるのは、次の耕作者が耕作するのはわかるのだが、現在の耕作者はいるのかということだ
事務局	今耕作されている方は〇〇さんという方だが、次年度からは耕作しないということだったので、県から説明があった方に引き続き利用していただくことで話が付いたということで、今回の裁定申請となっています。よろしいでしょうか？
議 長	よろしいでしょうか
石委員 (農業共済)	よろしいです。
議 長	次の新しい方が作るということです。
長住委員 (日野町)	補償金の金額はどのようにして決まるのでしょうか。単価と言いましようか。
県経営支援課 〇〇	5,000円というベースとなる単価があり、5,000円から土地改良区の負担金を差し引いているものです。
事務局	私の方から説明させていただきます。 裁定に当たっては、周辺の農地の貸付料を基準にして、その地域の標準的な貸付料をベースにします。ただし、その農地を利用するに当たって、水利費や土地改良区の負担金等を耕作者が当該土地を利用するに当たって支払うこととなることから、裁定する貸付料から当該水利費等を差し引いた額を裁定の額として定め、当該額を法務局に供託することにより、土地所有者に貸付料を支払ったこととなることから、貸付を行うことが可能となるという制度となっています。今回の金額については、貸付期間が3年間ということになっているので、面積に10 a 当たりの単価1,000円をかけた額が1年間の貸付料であり、3年間分が3,801円となっています。2ページに裁定通知書の案がついており、2にそれぞれの土地ごとの裁定の補償金の額を記載してありますが、〇〇1であれば、 $〇〇\text{m}^2 \times 1,000\text{円} / 10\text{ a} \times 3\text{年間} = 3,603\text{円}$ 、〇〇であれば、 $〇〇\text{m}^2 \times 1,000\text{円} / 10\text{ a} \times 3\text{年間} = 198\text{円}$ で、その合計が先ほど説明した3,801円となります。
議 長	よろしいですか。
長住委員 (日野町)	はい、判りました。
議 長	他にご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りします。 この1件については異議なしとしてよろしいか、異議なしという方は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。全員賛成でありますので、それでは異議なしと決定いたします。</p>
<p>6 情報提供 議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>(1) 令和6年度農業委員会組織関係予算の概算要求について事務局説明してください。</p> <p>(資料説明及び参考資料説明)</p> <p>説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見を願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>7 その他 議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>その他として皆さんから何かございますか。はい、事務局。</p> <p>(次回開催日程について説明)</p> <p>委員の皆さんからご質問、意見を願います。</p>
<p>8 閉 会 議 長</p>	<p>それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前10時40分)</p>